第４号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ列４番）

暴力団関係者ではないことの誓約書

各実施機関の名称又は出先機関の長名を記載してください。

（例）香川県知事

　　　香川県教育委員会

　　　香川県○○委員会

香川県○○事務所長　等

*令和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日

*香川県知事*　　　殿

ふりがな　　　　 *○○*

氏　　名　*株式会社○○*

*かがわ　たろう*

*代表取締役社長　香川　太郎*

（団体にあっては、主たる事務所の名称並びに代表者の役職及び氏名）

★個人の場合

「私」以外を抹消してください。

★法人等の場合

「当社」又は「当団体」以外を抹消してください。

香川県における行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の履行に当たっては、関係諸規程及び担当職員の指示事項を遵守し、決して不正の行為をしないことを誓約します。

また、*当社*は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者ではないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、この書類の提出をもって誓約します。

|  |
| --- |
| （参考）  暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）（抜粋）  （定義）  第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  （１）暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものにあたる違法な行為をいう。  （２）暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。  （３）指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。  （４）･（５）略  （６）暴力団員　暴力団の構成員をいう。  （７）･（８）略  （国及び地方公共団体の責務）  第32条　国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。  （１）指定暴力団員  （２）指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）  （３）法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの  （４）指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）  ２～４　略 |

（別紙）

個人で提案を行う場合も

別紙に氏名及び生年月日を記載してください。

役員等名簿

*令和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日時点

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 役職名等 | ふりがな | 生年月日 |
| 氏名 |
| １ | *代表取締役社長* | *かがわ　たろう* | *昭和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日（*56*歳） |
| *香川　太郎* |
| ２ | *常務取締役* | *たかまつ　じろう* | *昭和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日（*48*歳） |
| *高松　次郎* |
| ３ | *常務取締役* | *さぬき　みつこ* | *昭和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日（*54*歳） |
| *讃岐　三子* |
| ４ | *取締役ＣＥＯ* | *ぎょうせい　しろう* | *平成〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日（*30*歳） |
| *行政　四郎* |
| ５ | *監査役* | *きかん　いつこ* | *昭和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日（*42*歳） |
| *機関　五子* |
| ６ | *監査役* | *とくめい　むつこ* | *昭和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日（*58*歳） |
| *匿名　六子* |
| ７ | *監査役* | *かこう　ななこ* | *昭和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日（*47*歳） |
| *加工　七子* |
| ８ | *会計参与* | *じょうほう　はちこ* | *昭和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日（*52*歳） |
| *情報　八子* |
| ９ | *執行役員* | *ていあん　くろう* | *昭和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日（*55*歳） |
| *提案　九郎* |
| 10 | *支店長* | *ぼしゅう　じゅうろう* | *昭和〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日（*53*歳） |
| *募集　十郎* |

※　ふりがな、生年月日等、記載漏れがないようにしてください。

記載要領等

　１　不要な文字は、抹消すること。

２　役員等とは、代表一般役員等（団体の代表役員等（代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（団体の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。

３　個人による請求の場合でも、別紙「役員等名簿」に氏名及び生年月日を記載すること。

４　10人を超える役員については、別紙「役員等名簿」を複写して記入すること。

５　別紙「役員等名簿」は、香川県暴力団排除条例（平成23年香川県条例第４号）に基づき暴力団を県の事務から排除するために必要な措置として行政機関等匿名加工情報に関する提案が公益性を有するかどうかを確認するために使用するものとし、それ以外の目的のために提供し、又は利用することはない。

６　同姓同名である等、別紙「役員等名簿」に記載された内容で確認が不十分である場合は、新たな情報の提供を求める場合がある。